

第 2 1 回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 2 5 日 (火)
午後 3 時 1 0 分～午後 5 時 2 0 分
- 2 場 所 平塚市役所本館 5 階 5 1 9 会議室
- 3 出席委員 5 名
野原 卓、服部 勉、小沢 朝江、赤木 重文、阿部 貴弘
- 4 欠席委員 0 名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 田代 卓也
まちづくり政策課
課長 渡邊 浩
課長代理兼都市景観担当長 川嶋 隆史
主管 角田 巧
主査 河村 裕介
主査 岩崎 亮裕
主査 椎野 健二
みどり公園・水辺課
課長代理兼公園整備担当長 木原 友生
主任 渡辺 航矢

事業者等 6 人
- 5 会議の成立 平塚市景観規則第 4 5 条第 2 項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 6 傍聴者 0 名
- 7 あいさつ

8 議事

報告事項案件

- ・湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業について
- ・東海道本通り線等景観整備道路デザイン（案）について

[審議会開会 午後3時10分]

(会長)

それでは、これより第21回平塚市景観審議会の議事を進行いたします。

本日の会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき、原則公開での審議となります。

本日の審議会の議事録署名人を、わたくしと阿部委員といたしたいと思っておりますので御了承をお願いします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方はおりません。議題の説明者が入室しますので、しばらくお待ちください。

それでは、最初の議事に入ります。報告事項「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業について」を議題といたします。では、説明をお願いいたします。

(みどり公園・水辺課)

それでは委員の皆様、改めましてこんにちは。みどり公園・水辺課の公園整備担当の担当長しております木原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。前にあるスクリーンを御覧いただきながらというように考えております。

それでは、湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業につきまして、御説明を申し上げます。今日の説明の流れでございますが、事業概要と公園計画の内容、そして意見対応要旨となっております。事業概要としまして主にこれまでの経緯、そしてこれからの事業スケジュールまでといったことです。それから公園内容につきましては、事業の実施方針や整備計画の概要、景観のポイントにつきまして、事業者から説明をいたします。

それでは、説明を始めます。事業概要としまして経緯でございます。主に景観でございますが、平成31年4月に景観アドバイザーから意見をちょうだいしております。第20回景観審議会では事業の取組状況について報告をさせていただいております。

そしてその年8月に、事業者の公募を開始しております。そして4グループから応募がありました。令和2年1月に事業者を選定してございます。選定委員会は左の下の図の通りでございまして、分野といたしましては、地域振興、都市計画、公園、観光、法務、財務、行政といったメンバーで構成をされております。

選ばれた企業としましては右側にあります、平塚シーサイドパーク共同事業体、代表企業として積水ハウス株式会社、その他構成企業としまして、御覧の通りでございます。

続きまして、その年の令和2年3月に基本協定を締結し、市民対話を開始いたしました。市民対話というのはこのプラン、只今、この模型がございすけども、このプランに対して皆様さらに意見をくださいというようなことを開始しております。

そして、今月でございますが、この景観審議会に至るということでございます。

事業の概要としまして、事業者に対して示しました事業の条件について、おさらいということで触れさせていただきます。

公園施設広場等について、広場として遊具はデザイン、素材、色彩等周辺環境との調和に配慮、園路でございますが自然素材を活用するといったことで示しております。

樹木ですけれども、既存の樹木をできる限り活用すること、砂丘や松林の連続性といった海岸景観に配慮すること、そして植栽にあたっては、海岸地域に適した樹種とすること、こういったことを条件としております。

その他、既存の景観の活用としまして、山々などの眺望的な景観要素を生かせるように配慮してください。また、海沿いの周辺環境に調和するデザインを採用するなど、地域の顔として周辺環境を先導する質の高い、洗練されたデザインとなるよう努めるということを条件としています。

次に建築物でございます。施設全般としまして、緑豊かな松林や砂丘が続く開放的な海岸景観、富士山や周辺の山々を背景とした眺望景観を著しく毀損する施設は認められないとしています。その他、複数の建築物とすることや開放感と統一感のある施設配置とすること、海沿いの周辺環境に調和するデザインとなるよう、こういった条件をつけて募集をしたものでございます。

続きまして、この採用された計画が評価されたポイントでございます。まず、提案全体に関する事項としまして、海、景観、自然などのポテンシャルを最大限に活用していること、明確なコンセプトのもとで多様な楽しみ方ができるように工夫されていること、提案内容の具体性と実現性の高さ、これが提案全体に関する事項で評価されております。

次に実施方針に関する事項としまして、公園内の回遊性を高めていること、緑地の改変を抑えていること、線上に緑を残していること、駐車場や建物を分散配置していること、全体のバランスが良くまとまっていること、こちらが実施方針に関する事項で評価されております。

公園施設に関する事項としまして、段階的な植生構造の確保がされていること、将来的な目標まで具体的に示している点、景観との調和に配慮しつつ充実した飲食施設等を提案している点が評価されております。

続いて、事業概要の一部ですが、今まで行ってきた市民意見結果の概要でございます。市のウェブで3月から5月まで意見募集を行いました。回答総数が437件ございまして、市の考え方も含めて7月に公表してございます。意見の傾向でございますが、災害等の心配といった意見がある一方で事業に期待する意見というのが多くございました。

意見の一部を紹介させていただきます。事業に期待する意見としましては、家族みんなの楽しめる場所になったら嬉しい、綺麗になるのが楽しみ、期待しているといった声がございました。災害に対する心配の声としまして、東側樹林帯を伐採す

ることにより、風、砂、塩、高潮、津波に対する防災機能が減じて、後背地の市民生活上の安全性が損なわれるのではないかということの意見がございました。このことにつきましては、公園整備によって影響がないということ、市の考えとして掲載してございまして、引き続き、この点につきましては市民と対話を行いまして、説明をさせていただきたいと考えております。

続いて事業のスケジュールでございます。これまで行っている市民対話は引き続き継続をさせていただきながら、この9月からは関係機関と設計協議に入りたいと考えております。具体的には、県警との交通協議であったり、一番目玉となる海岸の占用に向けて県の海岸の部署と調整をさせていただきたいと考えております。工事の着工は、令和3年の12月、そしてオープンが令和4年の12月ということで考えてございます。私からの説明は以上です。続きまして事業者から説明いたします。

(事業者)

私は、平塚SeasidePark共同事業体の代表企業、積水ハウスの八木と申します。それでは御説明させていただきます。はじめに事業の実施方針です。

計画を進めるにあたり私達が最も重視したことは、公園づくりを行うだけではなく、この公園を通じて平塚のまちづくりを発展させることです。

この公園が市民の生活の舞台となり、さらには平塚の産業、経済にも寄与できる公園となる意味合いを込めて事業コンセプトをBeach Life Base Hiratsuka としました。

まずはコンセプトの考え方です。海、自然、夕日、富士山など高いポテンシャルがこの場所にあります。そのポテンシャルを最大限に活かして「目的を持って訪れる公園」を作ります。

地域住民が公園を基点として愛着を持って海、景観、自然、食を楽しむライフスタイル「海辺のある暮らし」が生まれ、そのライフスタイルが公園から周辺地域へと広がっていくことで「選ばれるまち・住み続けるまち」平塚を実現します。

次は事業の実施方針です。1つ目、安全安心で自然を守り育てる基盤づくり、2つ目、海、景観、自然、食を多様に楽しめる拠点づくり、3つ目、「Beach Life Style」が生まれるきっかけづくり、この3つの「Base」で公園を通じて「日常を豊か」にしていきます。

続いてターゲットの考え方です。本計画は都市公園であることを念頭にして、地域住民をメインターゲットとし、その上で平塚駅から来る人、134号を東西に往来する車やサイクリストなどの広域からの来園者を含め、地域、広域からの来園者をターゲットとします。

地域住民が公園、ビーチで活動、交流し、海辺のある暮らしが生まれ、広域からの来園者が平塚の海、景色、自然、食を体感、地域住民のライフスタイルに共感することで、両者が集い、交流し、選ばれるまち、住み続けるまち平塚を実現してい

きます。

続いて事業内容の工夫についてです。地域住民に対しては日々のラジオ体操などデイリーに海辺を楽しむ、マリンスポーツを楽しむ人々にはシャワー室を設ける等、利便性、快適性を向上、海や海岸を愛する人はビーチ清掃など地域活動を継承、発展させ、広域からの来園者が気軽に便利に目的を持って立ち寄れるように店舗を計画、イベントを開催し、それぞれのライフスタイルを創出していきます。

続いて整備計画概要についてです。基本コンセプト実現の考え方です。

海に面する、計画地の南側には風、砂を防ぐ樹林、また、北側には道路からの環境を緩衝する樹林を残し、また、既存植栽のないところには新しく樹林を配置し、ビーチライフ展開の基盤となる自然環境づくりを行います。

その基盤の上に、店舗とオープンスペースを点的、連続的に配置し、ビーチライフ発進の拠点づくりを行います。そのうえで多種多様なイベントを公園全体で展開し、ビーチライフが生まれるきっかけづくりを行っていきます。実施方針、基盤、拠点、きっかけの3つのベースに則った整備計画としています。

ゾーニングの考え方についてです。駅からの来園やバスの停留所を考え、袖ヶ浜交差点をメインエントランスとしました。そこから主動線「ビーチライフプロムナード」を通します。

ポイントの1つ目は、この動線をエントランスから夕日方向に導いている点です。2つ目はビーチライフプロムナードに沿って、効果的に様々な機能を設置しました。各機能の御説明です。

カフェ棟についてです。海に面して配置し、連続した開口で海を一望しながら憩い安らげる場所になります。カフェ棟は、スポーツフィールドとつながり店舗と公園が一体となるよう計画しています。テラスでくつろぎながら子供の姿を見守れます。

プール跡地海側のビーチライフプロムナードは、他の地盤より1メートル程高くバンクを形成します。一段高いところにあがることで、前面に海が広がり、海を眺めながらのランニングや散歩、また休憩することができます。

公園全体に休憩スポットを多数設け、思い思いの場所でくつろげます。

芝生広場です。ご近所家族とランチなど、海の雰囲気を感じながらゆったりと過ごせる場となります。

バーベキューレストランは最前線で海を臨むアウトドアスペースです。食材の持ち込み可能として運営し、マルシェと一体となって地元食材を提供します。

マルシェ棟です。平塚の海の幸、山の幸を販売、またイートインでその場で楽しむこともできます。

イベントプレイスです。マルシェ棟、広場が一体となってイベントを行い公園のにぎわいの中心となります。

イベントプレイスから芝生の丘を登った先は、エントランス棟で、屋上はサンセットテラスとなっており、高台から平塚の自然の眺望を楽しめるとともに津波避難

施設となっております。

サンセットテラスの1階はコンビニエンスストアとなっております、地域住民の皆様の日常使いはもちろん、国道134号を通過する方々の平塚に立ち寄るきっかけづくりの役割を果たします。

夕日を静かに眺められるシーサイドテラスです。シーサイドテラスは浮床型のデッキとして整備することで砂浜と海浜植物の保全に配慮しています。

続いて景観のポイントについてです。

1つ目は海へと導くシークエンスです。ビーチライフプロムナードを通じてシークエンスをつくりだします。ウェルカムイメージを創出するエントランス棟、にぎわいの中心となるイベントプレイス、海が目の前に広がるバンク、波打ち際と接続するカフェ棟、移動することで移り変わる景観を楽しむことができます。

2つ目は、夕日の絶景ポイントとして、サンセットテラスとシーサイドテラスを設けました。高いところから、海辺から、さまざまな視点で平塚の夕日を眺めることができます。

3つ目は分散配置です。カフェ棟、マルシェ棟、バーベキューレストラン、ビーチライフを発信する3つの拠点とコンビニエンスストアをつくります。建物は全体で1000平方メートル程度におさえ、自然、公園との調和を図りました。

建物はすべて平屋の建物とし、規模をおさえて分散配置、また、木質感あふれる建物とすることで、周辺の樹林や環境へ溶け込み海岸線の景観をつなげることを考えました。

4つ目に周囲との連続性と植栽計画についてです。事前に景域計画株式会社と現地の植生調査を実施しました。結果として、砂浜から樹林への植生の連続性を確保、外来種の対策、希少動植物の保全という3点が得られました。

既存樹林を極力残し、無いところは新たに植栽を行い、連続性のある自然地形、植栽配置を行うことで東西方向の白砂青松の景観をつなげ、また海岸域の生物多様性の維持、向上に努めます。

駐車場についても既存の植栽に配慮し東西に分散配置しました。また緑化率は全体で約50パーセントを維持しています。

植栽計画は、具体的には、現状ほぼ植生のないAエリアにおいては創出型の植栽計画とし、既存樹林のあるBエリアは保全、再生型の植栽計画とします。

Aエリアは創出型の植栽計画です。周辺と一体となって複層的で階層的な樹林や植栽を配置し、防風、防砂機能を有する環境へと育成を行っていきます。またビーチライフプロムナード沿いには、樹林を新しく配置し景観演出を図ります。

Bエリアは保全、再生型の植栽計画です。既存の樹林を保全し、間伐等による管理を行い健全な状態へと再生していきます。Aエリアと同様に複層的で、階層的な樹林や植栽を配置し、防風、防砂機能を有する環境育成を行っていきます。

A、Bエリアともに、将来的に目指す樹高ラインを定め、適切に維持管理を行っていきます。南北方向の海から陸にかけて樹林帯を形成していきます。

最後に飛砂防備の対策についてです。既存樹林を東西に連続するかたちで残し、環境保全と生物多様性に配慮します。植栽のないAエリアにおいては、バンクを設け園内への飛砂と風を防ぎます。複層的で階層的な植生構造とし飛砂を防備します。海浜部で植生の少ないところには、ハマヒルガオの補植を地域と共に行い、飛砂源そのものを軽減します。自然環境を保全し、環境、生物に配慮しながら飛砂を防備し、快適な公園をつくります。以上で説明を終わります。

続いて、意見対応要旨について御説明いたします。まず、全体計画について意見から読んでいきます。

「事業対象エリアは自然林というよりも、放置された印象が強く安全面や資源の再利用という意味から、特にひらつか海岸エリアの良好な景観形成の一翼を担う区画として本事業は大きな意味を持つと感じる。今後の整備計画、特に景観的観点については、湘南海岸公園全体の統一感とひらつか海岸特有の地域性による変化を意識しながら、現状の景観的特性を十分に調査把握したうえで進めて行けば良いと思う。」

これに対する対応、考え方です。「本公園区域は、他の湘南海岸の海岸林とは異なり、クロマツに常緑広葉樹が混在する樹林となっています。これらの樹林は今から約35年前の植林により形成されたもので、ご指摘どおり、その後あまり手が入れられずに遷移してきた状態と認識しています。私達の計画では、樹種構成は違えど、海岸林としての東西の連続性を確保しながら、公園としての利用、景観を踏まえ、既存樹林を保全する範囲、新たにみどりを導入する範囲を設定し、湘南海岸全体としての統一性とこの場所ならではの独自性を創出していきたいと考えています。」

続いて、御意見です。「公園の外、街側及び海側からの見え方を検証しておく必要がある。」

我々の考え方です。「私達もご指摘の視点は重要と考えています。街側、海側からの見え方双方とも、樹林の連続性の中に公園としてのポイントとなる要素、それが公園としての機能と関連する要素を添える必要があると考えています。特に街側、国道134号側は走行速度が速い車両からの見え方という点を考慮し、エントランス部分の設えを、今後、検討していきたいと考えております。」

続いて建築物等についてです。「海岸景観に対するインパクトを考えると、低層建築物の分散配置は良いと思う。そのうえで、分散配置された建築物がバラバラなデザインとなることの無いよう、デザインコントロールする必要があると思う。」

これについてです。「建物全体が見えるマルシェ棟・カフェ棟は、同じ素材感で仕上げ、全体のトーンも整え計画を行っていききたいと考えております。」

続いて「平塚市の海岸は、近隣自治体よりも幅厚で連続する松林にあるので、配置される建築物や人工構造物が、松林の連続性を分断することの無いよう、できれば程よいアクセントとなるよう、平面だけではなく立面・断面の検討が必要になると思う。」

この点につきましては「承知しました。御指摘の視点のもと検証していきます。」

裏面になりましてエントランス棟についてです。「国道134号からコンビニエンスストアの視認性を高くするという提案があるが、これが海岸景観の阻害要因とならないことを強く望む。」

下の意見についてです。「エントランス棟がある側の出入り口においては、エントランス棟は道路からはほとんど見えないと思われるが、そのため、外から見た時にエントランスとしての風景の作り方については、やや漠然としている気もするので、出入口から本敷地、施設がどう見えるかという視点で引き続き検討されるとよいと思われる。」

これについてです。「周囲の樹林含め、海岸景観との調和と公園エントランスとしてのゲート性という2点を意識してデザイン検討を考えていきたいと思いません。」

続いて、マルシェ棟他です。「道路側からのパース等が無いので、街側からどう見えるのかがわからないが、特に公園の中心にあるマルシェ棟は、道路や歩道橋から見えると思われ、景観的には公園の中と外との接点となるので、外からの視線も意識してデザインをしてほしい。」

「基本的には、緑の保全や復元は重要であり、その点に配慮も行き届いているので良いと思われるが、一方で外から公園の中が全く見えないのではなく、緑の帯があり、マルシェ棟を通して公園の奥の様子が透けて垣間見えるようなデザインの工夫ができるとよいと考える。公園のエントランスにシンボリックな施設を造るのではなく、マルシェ棟が壁にならないようにガラス等の透明な素材などを上手く使って、公園の中の様子がうかがえるようなデザインとした方が良い。同様に海側からの見え方が、どうなっているか検証しておくことも必要である。」

「御指摘の点、承知いたしました。国道134号側については、歩行者の視点、車両通行者の視点をもとに、見通しを確保する場所、遮蔽する場所を詳細に検証していきたいと考えています。」

屋外広告物等について「建築物や公園施設を高質に設けても、園内サイン、看板、幟旗、ポスター、企業ロゴといった要素が、全体の景観を台無しにしてしまうこともあるので、サイン計画や広告物のデザインコントロールをあらかじめ検討しておくことが重要であると思う。公園内の売店によく見られるソフトクリームの置物が置かれたり、公園施設の壁面やガラス窓にイベントを予告するポスターや各種お知らせがペタペタ貼られたりすることが無いように。」

考え方について「公園・テナント・交通の多様なサイン計画においても海辺の景観に配慮しながら今後検討していきます。また運営段階においても引き続きテナント間の調整など行い、独自の景観ルールを定めるなど景観が悪化しないよう注意し運営を行って行きます。」以上です。

(会長)

ただ今、報告がございました。前半の資料がございませんので記憶を呼び越していただいて、ただ今の説明について御質問や御意見、全体的に何でも結構ですのでお願いしたいと思います。

(委員)

階層的な植生、それから今の資料1-2の最初のところで、放置されたと書いてありますが、これは遷移を進めた状態の植生を再現するのか、それとも遷移をこのまま進めていくつもりで、このような植栽を再現させるのですか。一般的だと1次遷移から2次遷移という、このままの状態の湘南海岸は人間が手を加えていくのですが、それを放置すると、ここに書いてあるようなタブやトベラが出てきて、いずれクロマツが衰退して無くなり最後はクライマックスに向かうのですが、途中の段階の2次遷移か3次遷移の状態を、放置されたような状態を維持管理しようという意味で新しい植生とするのか。それとも他の湘南海岸のような松林に求めるのか、あえてここは防砂のためにこのような植生、自然に近いような植生を植栽として再現するのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

(事業者)

基本的には現在の植生を基本に考えていきたいと思っています。それはどちらかというと現状の植生は、特に海側の方は飛砂防備に非常に効果的な形を有していますので、その形を守っていきたいと考えています。あとは現状でクロマツ林のところも結構あるのですが、そこは樹木の密度が少し密になってしまっているところもあるので、クロマツ林としての海岸の適正密度ということは今後、念頭に置きながら管理していきたいと考えています。

(委員)

クロマツは遷移がどんどん進行してしまって、今まで放置されたよりも、もっと遷移が進んでしまって、それを良しとするのかは勿論あるのですが、それがどの辺までの目標度を示しておかないと、あくまで現況の植栽計画であって将来どうしますということを作っておかないと、管理する上で伐採したりしないと、またいずれ藪化してしまう可能性が高いのではないかと思います。

もう一つ、新しく海岸線にハマヒルガオの植栽を行うとありますが、最近では海岸線ですと外来植物が増えていますが、周辺の植物を基にして行うのか、全くどこからか持ってくるのか、最近、両方の話が出てくると思うのですが、ここだけなのか全般に行うのか、その辺はどうなのか。

(事業者)

今の点につきましては、1つは基本的には、この地域のものを増やしていく考

えを取りたいと思います。ただその手法については、今、検討させていただいています。

(委員)

元々、植生としてはあるのですか。

(事業者)

あります。

(委員)

では、元となるものはある。そうしますと新しい植栽を作るのですが、それをビーチ全体に広がりを持たせるのですか。

(事業者)

基本的にはビーチ全体を考えております。今回、公園区域が海岸際まで入っておりませんので、海岸管理者との協議を進めながら考えていきたいと思っています。

(委員)

平面図上だとここだけと思われてしまうので、その辺は考えておいた方が良くと思います。

(会長)

服部先生、ご専門でいらっしゃいますけれど、専門で無い立場から、もともとどういう状態だったところからどう変化したかという、少し御説明だけだと分かりにくいところもあって、例えばプール側の跡地だったところは何も無かったところで、新しく色々と植えていくのですよね。その東側はある部分一定のところは少し取って、残ったところをうまく管理していくということだと思いますけれど、この辺り、使用前、使用后と言いますか、例えば緑被率と言いますか、もともとどうだったところから何パーセントまで持ってきているというような、その辺のA、B個々でなくて全体としての在り方について、もう少し説明していただきたいと思っています。

(事業者)

数値的に現況の緑被率が何パーセントかを言うことができないのですが、プールの東側の部分は、おそらく現状よりも緑被率という点では少し減ると思います。

駐車場として計画させていただいてる部分が現況では結構、繁茂しているのですが、その部分は今回、伐採する計画としています。ただ、この海岸の特徴として海側の飛砂防備という観点からは、ものすごく重要ですので南側の部分をきちんと残すという考えで今回、計画しております。

プールのところは、ご指摘の通り今はほとんど何もありません。少し地盤を上げた上で、その上に植栽を今、計画させていただいています。

(会長)

東側の機能としてはキープされているということですか。

(事業者)

そのように考えています。

(会長)

移植したりするのは、そういうことは無いのですか。それが良いのかどうかは、服部先生に、色々、御意見伺いながらやっていくものだと思うのですが、伐採したものをうまく使ったりするのは、そういうのはどうでしょうか。

(事業者)

今、私どもの計画の中では移植はあまり考えておりません。その理由としましては、やはり現況の樹木が移植に適しているという判断をしていません。ただし、現地を見ると下の方から樹木が芽を吹いているのがあるので、そういったものを少し活用して新規植栽に転用するということは検討させていただきます。

(会長)

それは植生全体のバランスとしてどうかということなのか、それとも今、植わっているものが移植にふさわしくないのか、あるいは、生育状況が良くないのか、どのような状態なのでしょう。

(事業者)

移植にふさわしくないと考えています。

(会長)

管理を今後どうしていくかみたいな植栽の管理計画ですが、どうなっていますか。

(事業者)

今回、私どもの事業自体が整備と管理、指定管理も含めた管理運営を一体で行っていますので、今回、造園の植栽会社も含めて、まだ管理計画自体は確定していませんが、今後、地域住民との環境教育的な観点からイベント等も考えて行きたいと思いますので、そういった視点でも管理計画の策定は検討させていただきます。

(会長)

ぜひ、整備時からその辺を少し見据えて、実際の管理計画は後になるかもしれませんが、管理をどういう形でできそうかというのを少し視野に入れながらやっていると、先ほどの服部委員の御意見も含めた全体のやり方が、もう少し見えてくるのかと思います。

他、皆さん御意見いかがでしょうか。

(委員)

御説明いただいた中で、エントランス棟に関して街側からの見え方についてですけど、134号の東から西へ行く際は非常に良く見えると思うのですが、大磯側からの公園へのアクセス動線は、どういう配慮がされているのですか。西から東へ車で来られる方、自転車で来られる方についてです。

(事業者)

まず車についてですが、今回、エントランス棟の東側の袖ヶ浜交差点のところを道路改良いたしまして、右折でも進入できるように道路計画を立てております。こちらは、ただ右折できる東側駐車場を全部駐車場にしてしまうと、大きく樹林を伐採してしまうということがありますので、西側駐車場にも分散配置して東西に駐車場を配置いたしました。

また、八間通り入口交差点ですが、そこから来られる方に対しても、現状での利用を見てますと、袖ヶ浜交差点を利用される方と八間通り入口を利用される方がいらっしゃると思いますので、それぞれ駐輪場等も設けて利用に配慮した計画としていきたいと考えております。

(委員)

右折で入れるのはエントランス棟のところだけで、西側駐車場には右折で入れないということですね。

もう一点、最後の屋外広告物に関連するのですが、最近は携帯電話で情報を得られるのでしょけれども、何かここでイベントやります、ここでこんなことを行ってますというのは、公園全体の情報の発信拠点のような役割を担う場所というのは何かあるのですか。或いは別な方向で情報発信をするのですか。

(事業者)

情報発信についてはマルシェ棟を考えております。マルシェ棟の中にですが、マルシェ棟は我々の費用で建てる公募対象公園施設という我々が投資する建物になるのですが、その中に管理事務所と、また一角に地元のコミュニティFMのFM湘南ナパサのサテライトスタジオを設置して出店いただくことを、今、考えております。FM湘南ナパサは平塚でも非常に多くのイベントを開催されておりますコミュニテ

イFMでありまして、FM湘南ナパサと一緒に連携して地元への発信やイベントを行っていきたいと思っています。

(委員)

管理も担われるので大丈夫だと思うのですが、本当にいい公園を作っても「入らないでください。」等の看板やソフトクリームの置物を置かれたり、設計に携わってもその後、行ってみるとがっかりするということもあるので、ぜひその辺、しっかりとよろしくお願いします。

(事業者)

今回、我々事業者の役割としては店舗運営と指定管理と2つに分かれるのですが、バラバラに動くのではなくて、一緒に定例のような形で会議を行い、共に店舗のイベントや公園の管理のイベントを行い、連携して公園を盛り上げていくような体制というのを今後、考えていきたいと思います。

また、途中でサイン計画についても説明しましたが、何か他の店舗がソフトクリームを置く等、景観的なところというのも、そういう会議を通して対策していきたいと思います。

(委員)

あと、注意喚起のサインも後付でどんどん出てきますので、あらかじめ想定できるものは方向性だけでも決めておいた方が良いでしょう。

(会長)

ありがとうございます。他にはありませんでしょうか。

(委員)

市民との対話の中では災害が心配であるという話を伺って、先ほどの御説明の中では砂と風に関してはあったのですが、例えばこの公園に居て津波にあう、その時の避難はどこで考えられているのですか。

もう一つは、駐車場を分散配置しているのも、建物の分散配置も全体の計画としては非常に良いと思うのですが、出入口が2ヶ所に分かれていて、それが134号に面している。しかも片方は右折で入れるけれど、片方は右折では入れない。この混乱というのは134号の交通に与える影響というのは大丈夫なのですか。その2点です。

(事業者)

まず津波については、今回、エントランス棟の屋上が津波避難機能になります。コンビニの屋上です。ただし、ここで津波が起こった際は海が目の前にあるので基

本的には北側の市街地へ逃げるのが基本になってきます。ハザードマップで見ますと、ここからだいたい2、300メートル北側に逃げると安全なエリアには入るとのことになっています。津波が到達するまで約6分ということなので健常の方であれば走れば逃げられるのが、この公園の津波に対する位置付です。

その中で我々が避難機能を今回設けているのは、例えば海でサーフィンをされている方や中には障害を持っていて逃げられない方等居ると思いますので、そういう方に対応できる場所として避難機能を整備していくということでございます。本的には北の市街地に逃げるということで、これについては、きちんと管理運営の面で避難訓練を充実させていくことが我々の考えであります。

(委員)

それを発信する公園の利用者は二重に考えてましたが、近隣と広域の来訪者だったと思いますが、その避難計画がオープンにされていないと防災や災害が心配になってしまうのではないのでしょうか。

(会長)

今、一番厳しい条件で、どこまで津波が来るのかという想定と、どういう状態を想定して作られているか、つまり、もう津波が来てしまうのも止む無しの状態になっているのか、一応、計算上は大丈夫なのか、その辺の関係というのを教えてほしいと思います。

(みどり公園・水辺課)

それでは私から御説明をさせていただきます。津波についてはきちんと計算をさせていただきます。避難する場所の高さは標高13メートルで計画しています。標高13メートルなのですが、来る津波としては津波の高さは9.6メートルです。ここから9.6メートルの高さですので、これは超えないことになっています。安全高を見ても、この位置に逃げれば大丈夫という計算になっていまして、この9.6メートルというのは2、3千年に一度と言われるL2のもので計算してございますので、今の計算であれば全く問題無いということになります。それから、事業者から説明がありましたけれど、この公園に来ている方はすべて5分以内にここに逃げることができるようになっておりまして、そのシミュレーションも見せていただきました。とにかく来たら逃げるということで避難計画としております。この建物は安全となっております。

(会長)

一番下の低い位置で来ると浸水する可能性のある部分を含んでいるという理解でよろしいですか。つまり一番上は13メートルで、そこに逃げれば大丈夫だということでは分かったのですけれど、9.6メートルを切る位置もある。つまりバンクは

ありますけれど、超えてしまう可能性もあるという状態で作られているという設計ということで良いのですね。

(みどり公園・水辺課)

トップが13メートルで、この下が11.6メートルでございます。8メートルの所もありますので、基本的には、ここまで逃げれば大丈夫なようになっています。

(会長)

逃げてくださいという想定の話だということだと、そこをはっきりさせておかないと避難計画自身も含め、後背地に向かってどうなるかという、ここだけの問題では無いので、この計画自身が、それに対してどのように作られているかということが周辺の人たちの避難計画にも大きく影響してしまうので、ここの中だけの問題で無いと思います。この辺りも含めて、きっちり考え方を示した上で周囲にも避難計画として出していかないと、周りの人も避難できないという状態にもなるので、少しその辺はどういうものか、きっちりした上での防災避難計画をこの施設のみならず周辺も含めて検討してください。

(みどり公園・水辺課)

少し補足になりますけれど、今のこの公園計画ができて、後背地の方の避難計画が何か変わるということはありません。これまでに津波ハザードマップを出させていただいてるのですが、それに基づく避難、同じように浸水区域になってしまっているのですが、浸水区域になってますから近くの津波避難ビルに指定されてる建物に逃げることは、それは全く変わらないということで、これまでも御説明をさせていただいています。これは改めて、きちんと周知をさせていただくことが必要という認識になりましたので、それで進めたいと思っております。

(会長)

安全側というか、もともと避難しましょうという状態になっているので、それを変えないという意味合いですね。その辺りも含めて逆にもっと寄与できることがあれば、この場所のアピールにもなりますし、その辺も含めてどういうところがこの良いポイントなのかと、せっかく新たな場を創出しようとしているわけですから、そこでどういうことがあるかということをし整理していただいた上で、きっちり正確な情報を出していただきたいと思います。

ありがとうございました。では他にございますか。

(委員)

説明していただいて感じたことが2点ありまして、やはり植栽のイメージが見えてこない、将来的なイメージが見えてこないというか、具体的にどうするのかとい

う姿が見えないのが1つあります。

もう1つは、災害というキーワードが出てきましたけれど、災害に対する対策と
いうか、イメージ、常日頃からどこに逃げれば良いのか動線は決めておくことと、
また、そういうことを来訪者にまず平時の時に伝える、市民の人にも伝える必要が
あって、この開発地区と市街地の両方が重要だと思うのですが、その時に、ここで
開発地区の中でサイン計画や広告物のデザインコントロールということがあります。

これをデザインコントロールする時に、避難誘導サインや避難所等がバランスを
取りながら示していける標識「津波に対しての避難所はここだからここに避難しな
さい。」「ここは標高何メートルです。何メートルまで大丈夫です。」という標識、
さらに未曾有の災害が起きた時には、ここからどこに逃げれば良いのか、そういう
情報をサイン計画、広告物と同時に計画して、バランスのとれた避難誘導等、災害
時の緊急の時にどう行動すべきかということが常にサインとしてわかるような設置、
これは色的にも重要なのですが、色が氾濫してくると、そういうものが埋没してく
るので、そういうものを重点的にきちんと整理して考えていく計画が必要なのでは
ないかと思います。

今は耳の聞こえない人のために防災フラッグというのがありますけれど、色々な
標識を含めて総合的に防災対策を盛り込んでいく必要があるのではないかと。少し違
うプロジェクトかもしれませんが同時に考えていった方が良いのかと思いました。

その二点が少し気になったところです。

(会長)

特に2点目は先ほどのサインの話も絡むと思いますけれど、要は、それぞれ別々
にしてしまうと、またこれも先ほど個別に付いてしまう話があったと思いますが、
防災は防災で、またサインが別に付いてしまったら、全体でも関係がどうなるかと
いうこともあるので、一体的に考える必要があるのではないかと御意見だと思
います。

(事業者)

事業側としては、ちょうどタイミング的にサイン計画を今から考える予定でござ
いますので、御指摘のように周辺の道路から見えるような看板も当然検討していく
予定でございますけれど、そういったような本日、御指摘いただいている誘導避難の
施設、波の高さのようなものは当然、表示していくことで市とも話をさせていただ
いておりますが、タイミング的には分けてやるのでは無く、同時に早め早めの段
階から一体的に検討させていただくようにしますので、本件については本日、御指
摘いただいたとおりに進めさせていただきたいと思っております。

(会長)

では、他にありますか。

(事業者)

先ほどの2点目の出入口の混乱についてですが、こちらも、今、東側駐車場入口のサークルになっているところは市道になりまして、また134号は県の管理になるので市と県と道路の形態について、安全上、問題が無いかどうか協議をさせていただきながら進めている段階です。

(会長)

一帯がわかる資料が無いので交差点の位置もよく分からないのですが。市道とおっしゃったのはどこでしょうか。

(事業者)

このぐるりと回っているところが市道になります。平塚市の市道が入り込んでいます。ですので市の道路管理課と、また県と協議して安全性についても指摘されていますので安全上も考慮いたします。

(会長)

何のためですか。この右折の為に道路にしたのですか。

(みどり公園・水辺課)

右折のためでございます。都市計画上は今この中は公園とすることになっておりますが、この国道134号から右折の信号帯をつけるには、いわゆる24時間、基本的にはぐるっと回って出られるような市道がないと、1施設のために警察は何か信号制御しないというスタンスですから、市道を通すということでありまして。

江ノ島水族館の周辺もそういう2段になってまして、こちらから行くと右折で入るのですけれど出られるようになっています。なので信号制御できるという体になっております。

(事業者)

サイン計画になりますけれど、東の江の島方面から来た時に東駐車場がまずあり、奥に西側駐車場があるということで、そういったところも分かりづらいかもしれないので、サイン計画を立てて、また夏の繁忙期などは誘導員などを適宜配置して混乱が生じないように計画と運営を行っていきたいと考えています。

(会長)

ちなみに事業計画上は、利用者は何割位が自動車と見込んでいますか。

(事業者)

何割とまでは出して無いです。

(会長)

来訪者はどちら向けの想定か、経済的にも経営的にも広域来訪者なのか、近い人、要は歩行者でそのまま来たり自転車で来る人は結構想定されているのか、それともマイナーというか、そういう人も来ても良いという状態なのか、どういうバランスなのでしょうか。

(事業者)

来車数自体は計算しているので、手元に数字が無いですが、その数字は出せます。今、駐車場が全部で120台の計算になっているのですが、その120台の根拠としては、まず店舗利用される方、また134号を通過する方、また公園があったときに公園を単純に利用される方の3つを足して、120台となる計画をさせていただいております。

今、利用者の約半数以上が平塚市民の方に利用していただくということで、残りの4割から5割位が134号を通過する方や外から来ていただく方を想定させていただいております。

(会長)

つまり景観の捉え方として、どちらかというとも134号を通っている自動車向けの設定が結構されているのではないかと思います。先ほどのエントランスの在り方や特に東側から来る設定にされていると思うのですが、ただ地域の方々にとっては歩いて感じる場所であったり、そういう可能性もある中で、その辺のバランスといいますか両方とりながら、車で見れば良いわけでは無いので、その辺もう少しバランス良くうまくできるのではないかと思います。

それから避難計画にも大きくそこが影響してくるかと思えます。どういう利用者を想定しているかによって、広域の人がほとんどだとしたら、それこそ地域の情報を知らないまま避難していかなければいけないことになるので、そういうことも少し合わせて何か考えていただく上で、どの位のバランスで想定されて実際どうなのかやってみないと分からないこともあると思いますが、計画としては想定されていて、それに対してどういう解をしようとしているのかというのがないと良いと思いません。

あともう1点、平塚市全体としてはビーチパーク、東側のエリアにこのようなエンターテイメントを含めた施設がある中で、海岸全体の計画、その中で龍城ヶ丘がどのように築いていけるかも合わせて、そこも見ながら作っていただくことが大事だと思います。それはまさに植生としてもそうでしょうし、人のアクティビティとか活動としてもそうでしょうし、どういう形でこの全体、海岸部分もやっていくのかをきちんと位置付けた上で計画を進めていただければ良いと思います。その辺り少し他のところとのやり取りというか、その辺は何か考えていますか。

(みどり公園・水辺課)

海岸エリアの魅力アップチャレンジという構想的なものを発表させていただいておりまして、それは会長も御指摘のとおり龍城ヶ丘がありまして、こちらを見ますとビーチパークがありまして、新港があります。また駅があるのですが、そのエリアを有機的に繋げるということで考えていくことで、構想を平成28年に打ち出しております。

この計画もそれに基づいて整備をさせていただいてるものでございまして、住み分けとしましてはまずビーチパークはビーチスポーツ、浜辺でバレーを楽しんだりするビーチバレー、ビーチサッカー、ビーチラグビーといったものを楽しめるような施設になってございます。

新港は、いわゆる食を楽しむというところで、今、漁港の食堂というのができて、土日には行列ができるような人気店になってございます。また、その他にもシラスが買えたりする店があるのですが、なかなか知られていないということもありまして、こういった施設を作ることで、より知っていただくというような流れになってございます。

今回、この龍城ヶ丘につきましては、目の前の海が海水浴場では無いので、そのまま海に入っていたくような客層では無くて、駐車場もありますので、今まで海に来づらかった高齢者や障害者の方などが、ここに気軽に来れるようなコンセプトを持って作っていただいております。ですので少し住み分けはしつつ、その南口としての南側の住環境を含めた方向性というのを打ち出しながら、この度の公園として整備を進めているものでございます。

(事務局)

みどり公園・水辺課からお答えさせていただいたとおり、各ゾーンでお話の中でさせていただいたのですが、各ゾーンにそれぞれの役割がございまして、その回遊性ということも、今、検討してるところでございます。南口からなぎさプロムナードという、これは県道ですが景観的にも良好な道で繋がれてるのですが、その中のさらには回遊性ということも、まだ少し不透明な部分あるのですが検討してる最中でございます。あとは海岸の遊歩道ですが、そのような構想も考えております。以上でございます。

(会長)

役割もありますけれど、連続性や回遊性なども是非考えていっていただきたいと思っております。

他はいかがでしょうか。色々と御意見いただきましたけれど、その辺を踏まえながら御検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。では、この案件は以上としたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、東海道本通り線等景観整備道路デザイン（案）についての報告に移りますが、説明者の入れ替えがありますので、しばらくお待ちください。

では続きまして、2つ目の報告案件です。東海道本通り線等景観整備道路デザイン（案）について、説明よろしくお願いたします。

（事務局）

それでは東海道本通り線等景観整備道路デザイン（案）につきまして、まちづくり政策課の川嶋から説明をいたします。限られた時間でございますので、要点にしばった説明とさせていただきます。また、本日は基本設計業務の受託業者も出席をいただいております。後程、質疑応答の場面で発言をすることがあるかと思っておりますので、あらかじめご了承お願いたします。

それでは資料につきましては、お手元の資料の2-1を御覧ください。まず、今回の景観整備の趣旨でございますが、見附台周辺地区での文化芸術ホール等の整備に伴いまして、地区へのメイン動線であります東海道本通り線等につきましても、多くの来街者を迎えるために相応しい空間を形成する必要があることから、道路の景観整備に取り組むものでございます。また、今回の整備区間は、平塚市景観計画で指定する、景観重点区域歴史軸の区域内にも位置をしております。

次に取り組みの概要でございます。まず、東海道本通り線につきましては、見附台周辺地区の整備に向けまして、赤い矢印で示しました区間を、第1期としまして整備に取り組みます。西側の第2期区間につきましては、第1期の整備完了後に改めて整備の実施を検討することにしております。

また、第1期区間につきましては、歩道の北側と南側に分けて整備に取り組んでまいります。まず、北側の歩道につきましては、来年の令和3年度の整備を予定しております。次に南側の歩道につきましては、こちらは歩道上に電線と電柱がございますことから、その無電柱化にも取り組むこととしておりまして、その関係で整備の完了は令和7年度を予定しております。

次に、整備区間には歩道橋が1基あるのですが、現状、利用している方がほとんどおりませんことから、本市では撤去する方向で検討を進めておりまして、現在、関係各所と協議を行っております。その協議が整えば令和3年度に歩道橋を撤去する予定でございます。

次に文化芸術ホールに続く見附町7号線につきましては、令和3年度の整備を予定しております。

次に、想定事業スケジュールでございますが、令和3年度3月の文化芸術ホールの開業に向けまして、東海道本通り線の北側歩道、見附町7号線、歩道橋につきましては、令和3年度に工事を行う想定でございます。東海道本通り線の南側歩道に

つきましては、無電柱化の工程も行ってまいりますことから、最終的な景観整備工事は、令和7年度を予定しております。

次に今年度のこれまでの動きでございますが、道路デザイン素案への意見聴取を審議会の委員の皆様、沿道の店舗、市民の方に対してそれぞれ行いました。結果につきましては資料の2-6にまとめてございます。

続きましてここからは資料の2-2、道路デザイン案の内容について順次説明をいたします。まず、資料1ページの左上の景観整備の取り組み方針につきましては今回の整備区間だけではなく歴史軸内の全体区間も踏まえまして、こちらの1から4の方針を作成いたしました。

次に、デザインコンセプト案につきましては、先ほどの取り組み方針も踏まえまして、「歴史の横軸×にぎわいの縦軸、地域が交わり育むおもてなしの道」としてございます。

次に、右側のデザイン方針案でございますが、東海道本通り線につきましては、①平塚宿の歴史を品よく感じさせる。②高麗山への眺望を印象的に演出する。③安全快適に移動や休憩ができる心地よい歩行者空間をつくるとしております。

次に、見附町7号線につきましては、①見附台周辺地区整備と一体的なにぎわい空間の演出。②人の多様な活動を生む心強い歩行者空間を作るとしております。

次に資料の3ページの全体平面計画でございます。まず、こちらの赤い四角で囲みました交差点2ヶ所につきましては、交差点の一体感の形成等のために車道の舗装を変更することを検討しております。

その他の内容につきましては、これから順次、御説明をしてまいります。

続きまして4ページの東海道本通り線の断面計画でございます。まず、現状は、4車線の車道とその両側に5メートルの自転車歩行者道の断面構成となっております。今回、車道と歩道の幅員を変更する再配分は行わず、歩道の中で歩行者と自転車、附属物ゾーンをそれぞれ区分する方向で検討をしております。

次に、ページ右側のC街区前面の断面構成でございます。こちらにつきましては素案の段階では、歩道の中央にベンチ等の滞留ゾーンを設けることを検討しておりましたが、C街区の事業者が店舗前にベンチをすることになりましたことや、また野原会長からも、この区間だけ断面構成を変えるのはいかがなものかというご意見もいただいておりますことから、こちらにつきましても先ほどの標準部と同じ断面構成に変更することにいたしました。

次に、5ページの見附町7号線の断面計画でございます。素案の段階では9.2メートルがあります車道を7メートルまで狭くしまして、代わりに東側の歩道を広げまして、また、自転車につきましては、車道ではなく歩道を通行させる方向で検討をしておりましたが、元々、こちらの道路は道路交通法の規制上、自転車が歩道を通行できない道路でございましたので、今回その規制を変更できないか、警察と

協議をいたしました。結果としまして、自転車の歩道通行は認められませんでしたので、自転車につきましては、車道を通行する断面に変更をしております。

次に、6ページのデザインの方向性でございます。まず、景観重点区域歴史軸の基本方針では、「平塚宿のにぎわいを再生した町並みの形成を目指します」としてございますが、一方で街並みの現状としましては、当時の建物等はなく、現代的なデザインの建物が多くを占めている状況でございますことから、今回、デザインの方向性として、歴史性の度合いを対立軸に2案を立案しました。

次に資料の7ページでございます。第1案が、歴史文化的な景観を演出しつつ周辺景観に調和する主張しすぎないシンプルなデザイン。対しまして、第2案が第1案よりも平塚宿の歴史を感じさせることに配慮したデザインでございます。こちらにつきまして審議会委員の意見聴取結果や、庁内の検討によりまして、現在、第1案の方向性で検討を進めております。

次の8ページの見附町7号線につきましても、同じく第1案で検討をしております。

資料の9ページでございます。これまでの説明を踏まえ、東海道本通り線等と見附町7号線の標準横断図がこちらになります。

次に資料の11ページでございます。滞留ゾーンのベンチの設置につきまして、素案の段階では9ヶ所の設置を検討しておりましたが、沿道の住民の方から「周辺にごみを捨てられる。」「設置をしても誰も座らない。」等の反対意見がありましたことや、また、設置場所につきましても、安全上の課題がありましたことから、今回、設置場所の見直しをいたしまして、赤字の4ヶ所に変更をいたしました。具体的には順次説明をいたします。

資料の13ページでございます。まず、市民プラザ前交差点でございます。この場所は、歴史軸の入口、玄関口に当たる場所でございますことから、こちらのパースにありますとおり、道路の両側にクロマツを植えまして、その下にベンチを配置することを検討しております。この交差点の反対側には、ご覧の通りシンボルツリーとしてクスノキが植えられている状況でございます。

こちらのクロマツにつきましては、整備当初は高さ4メートル程度でございますが、シンボルツリーとしてふさわしい大きさになりますよう、周辺の店舗等とも調整の上、ある程度の大きさまで大きくしていくことを検討しております。

ただ、周辺店舗に、松、ベンチの設置を打診しましたところ、現時点では反対の御意見をいただいております。松につきましては「店舗前に壁のようになってしまう。」「店舗前が常に綺麗であるよう清掃等をして欲しい。」「ここだけに松があっても歴史を感じられない。」という御意見でございまして、また、ベンチにつきましても「お店の動線の邪魔になる。」「自転車事故の懸念がある。」という御意見がございましたので、今後の検討の方向性として、3つの案を考えました。

資料の13ページにございます第1案が当初の検討どおりの案でございまして、松も一定程度の大きさまで大きくいたしまして、ベンチにつきましても、デザインに凝ったものを設置する案でございます。なおベンチにつきましても、各動線の支障とならないよう位置や形状を既に修正してございます。

次に資料の14ページでございます。第2案としまして、松・ベンチを最低限の大きさとする案でございます。松につきましても、整備当初の高さ4メートルの大きさを維持することにいたしまして、ベンチも円形にして、最低限の大きさに留めることにいたします。右下の整備イメージですが、ベンチの形状が第1案のものになっておりますが、上の円形のベンチを整備する案になります。

次に資料の15ページでございます。第3案としまして、松・ベンチはそもそも設置しないとする案でございます。以上、3つの案につきましても後ほど、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

次に資料の19ページ、崇善公民館前のベンチでございます。この場所では安全性を考慮しまして、歩道ではなく、公民館の敷地の中に高麗山の眺望を楽しむためのベンチを設置いたします。

次に資料の20ページ、見附町7号線の交差点隅切り部のベンチでございます。この場所でも高麗山の眺望を楽しむベンチとしまして、交差点東側の隅切り部にベンチを設置いたします。

続きまして、資料の26ページ、舗装材の色彩計画でございます。色彩の基本的な考え方につきましては、周辺景観の色彩を考慮しまして、周辺景観と調和し、それを引き立てるよう無彩色系、またはアースカラーを基本色として検討を行いました。

次に資料の28ページ、舗装材の色彩の方向性でございますが、先ほどの考え方を踏まえまして、審議会委員の意見聴取も行った検討を行いました結果、地道色の方向で現在、検討を進めております。

次に、資料の30ページ、舗装材の具体的なイメージでございますが、まず、舗装材の組み合わせにつきましては、自転車の走行のしやすさに配慮しまして、第2案の洗い出し仕上げと、ショットブラスト仕上げの組み合わせで検討をしております。また、明度につきましては、落ち着いた印象を重視しまして、暗めの組み合わせで検討をしております。

次に資料の31ページが、東海道本通り線の舗装材の具体的なイメージです。32ページが見附町7号線の具体的なイメージになっております。

続きまして、資料の35ページ、照明のデザイン方針でございますが、まず、車道照明につきましては、デザインはシンプルで落ち着いた印象のものとするにいたしまして、形状は直線ポール、塗装色はダークグレーで統一をいたします。

次に資料の36ページ、歩道照明でございますが、和を基調とする空間の演出や高麗山への眺望を阻害しない点を考慮しまして、低位置照明の足元灯とすることを検討しております。

次に38ページが、全体の照明配置図になっております。この中で見附町7号線につきましては、見附台周辺地区整備事業によりまして、バナー付きのポール照明とする方向となっております。

次に資料の39ページでございますが、現況東海道本通りの南側の歩道には、こちらの写真にありますとおり、商店会さんの方で歩道照明をすでに設置してある状況でございます。今回、商店会に既設の照明を撤去しまして、新たに足元灯を設置する案を投げかけましたところ、商店会からは「現況より暗くなってしまう。」「足元等では高い位置の看板に明るさが届かない。」という、反対の意見をいただきましたので、今後の検討の方向性として3つの案を考えました。

次の資料40ページでございます。第1案としまして、先ほど説明しました、既設の照明は撤去し、新たに足元灯を設置する案でございます。この案は他の区間との統一感がありますことから、景観上は最も優れた案だと思いますが、商店会から反対の御意見をいただいている状況でございます。

次に資料の41ページ、第2案でございますが、こちらは新たに足元灯を設置するのですが、今後、各店にヒアリングを行いまして、必要な商店会照明は残すことにする案でございます。課題としましては、仮にほとんどの商店会照明を残すことになった場合、景観上、煩雑になってしまう可能性があることでございます。こちらが第2案の足元灯に加え、商店会照明を残した場合のイメージになります。

次に資料の42ページ、第3案でございますが、こちらは商店会照明をそのまま残すことにしまして、新たに足元灯は設置しないとする案でございます。課題としましては、通りとしての統一感が薄れてしまうことでございます。また、この場合は商店会の方に、既設の商店会照明を道路デザインに調和したものに変更できないかどうか、投げかけをすることを検討いたします。以上、3つの案につきましても後ほど、御意見をいただきたいと思っております。

次に資料の44ページでございます。国の『道路附属物に関するガイドライン』では、すっきりとした道路空間を形成するために、信号などの道路附属物等につきましては、なるべく集約化を検討することになっておりますので、信号・標識・照明の集約化につきまして、今後、警察と協議を進めてまいります。

次に、資料の47ページでございますが、整備区間はバリアフリーの重点整備地区内に位置しますことから、歩道の形式につきましてはセミフラット形式を基本に検討をいたします。

次に、資料の48ページですが、具体的なセミフラット化の検討状況でございます。こちらの図のピンク色に着色しました箇所につきまして、セミフラット化を行ってまいります。

次に、資料の50ページ、サイン計画でございますが、文化芸術ホールを案内する誘導サインを、こちらの赤い丸印の3ヶ所に新設をする予定でございます。

次に、52ページ、新設をするサインのデザインでございますが、①の場所につきましては、ガイドラインの標準仕様に沿ったデザインのもの、②と③の場所につきましては、高麗山への眺望にも配慮いたしまして第4案の高さを抑えたデザインとすることを検討しております。

次に53ページ、その他のサインの計画でございますが、今回歩道にも様々な路面表示を行うことや、また、デザインマンホールとしまして、東海道平塚宿の浮世絵をデザインしたマンホールを設置することを検討しております。

次に57ページ、植栽の配置計画でございます。まず、次の58ページで現況の植栽を紹介しております。現況、植えられておりますイチョウとマテバシイにつきましては今回すべて撤去いたしまして、新たに植栽をする計画としております。

それではまた57ページにお戻りをいただきまして、まず、市民プラザ前交差点につきましては、クロマツを植栽することを検討しております。次に市民プラザ前交差点から崇善公民館までの区間につきましては、沿道の商店から、植栽帯の設置につきまして、「植栽帯があるとゴミが捨てられやすくなる」などの反対の御意見をいただいております。また、この区間では、7月の七夕まつりの際には、ご覧のとおり歩道上に露店が出店をしております。今回、通常の植栽帯を整備してしまいますと、こうした活用ができなくなる可能性もございます。またこの区間は現状でも写真のとおり植栽はない状況でございます。

以上の状況を踏まえまして、今回、この区間につきましては、通常の植栽帯ではなく、写真にあります緑化舗装とする方向で検討をしております。

次に、西側の見附台周辺地区の区間でございますが、こちらにつきましては、低木と地被類からなる植栽帯の設置を検討しております。

次に、見附町7号線の植栽でございますが、西側の歩道につきましては、低木や地被類の植栽を設置しまして、東側の歩道では、四季の彩りを楽しめる樹種としてコヒガンザクラを検討しております。以上で資料2-2の説明を終わりにいたします。

次に資料2-3は平面図を掲載した資料、資料2-4は、パースを掲載した資料になっております。

次に資料2-5は、本日、特に御意見をいただきたい事項をまとめたものでございますので、また後ほど御意見をお願いしたいと思います。

次に、資料の2-6が6月に実施をしました道路デザイン素案への意見をまとめたものでございます。本日は時間の関係で説明は省略をさせていただきます。また市民の方からは、62件の意見をいただいているのですが、最後の15ページにその御意見の内訳を掲載しておりますので御参照ください。

私からの説明は以上になりますが、続きまして、まちづくり政策課の椎野から見附台周辺地区整備事業につきまして、今回の東海道本通り線の景観整備と関連がございますので簡単に報告をさせていただきます。

ここから東海道本通り線等景観整備道路デザイン(案)の参考として、見附台周辺地区整備、管理運営事業について、状況の報告を事務局より行います。

資料は、資料2-7、見附台周辺地区整備・管理運営事業となりますが、本日は時間の関係から、景観審議会にいただいた御意見の対応状況など、主な変更点についてしぼってスクリーンで御説明させていただきます。なお、本日の資料及び報告内容につきまして、今後変更となるものも含まれておりますので御了承ください。

まず、道路デザイン設計に関わる外構植栽計画について御説明いたします。事業者提案時の計画では、植栽計画が全体的に暗いことや、南側、北側より軽くすることなどの御意見をいただいておりますので、現在は見附町7号線やA1ブロック南側は落葉樹を中心とした配置計画としております。スクリーン上の赤枠で囲われた見附町7号線につきましては、先ほど道路デザインで御説明したとおり見直しを行っております。

A2ブロック、Cブロックの植栽計画につきましても提案時から現在見直しを行っております。また、東海道本通り線との繋がりや事業全体が一体となった相乗効果につきまして御意見をいただいております。先ほど紹介しました見附町7号線と、A1ブロックに同様のバナー付き照明灯を設置することや植栽計画などによる連続性のほか、インターロッキングやカラーアスファルト舗装などによる色味を合わせた調整なども行っております。

画面左が東海道本通り線等道路デザインの舗装案で、右側が見附台周辺地区で提案されているものです。インターロッキングの採用につきましては、見附台周辺地区内や見附台緑地、江戸見附緑地内でも使用をする予定でございます。

錦町1号線、見附町6号線につきまして、歩道状空地として事業者が整備することになります。なお、見附町1号、6号、7号線につきましては、市施工となっております。

にぎわいの空間や滞留空間の創出などの御意見をいただいております。A2ブロックにつきまして、キュービクル等を北側に配置することで、南東角地をすっきりさせることや、店舗Cでは、見附町7号線に沿ってテラスを設ける変更を行うことで、ゆとりやにぎわいのある空間の創出に努めております。

続いて、敷地周辺の電柱について、敷地内の設置を検討するという御意見をいただいております。まちづくり条例に基づく敷地後退部分について、電柱の移設を行うこととなっております。

続いて、建物デザイン、色彩計画についてです。建物のデザインや色彩計画の外観について、見え方の御意見をいただいております。庇を張り出すことや色彩によって分節化をさらに図るよう現在変更しております。こちらは西側の見附台公園からのパースの状況です。

色彩計画について一体性や連続性などの多くの御意見をいただいております。こちらは提案時の色彩計画です。基本的なベース色として無彩色系の色彩計画としておりました。こうした計画に対しまして、景観アドバイザー制度を利用しまして赤木委員からの御助言を踏まえ事業者が再度検討を行っております。

事業者の検討後の色彩計画としましては、A2ブロック、Cブロックの店舗等について、平塚文化芸術ホールの低層部に使われているN3の類似色や崇善公民館などの周辺の建物を中心に選定を行った結果、10YR系でまとめたもので計画を変更しております。

A2ブロックのイメージパースになります。なお、予定のテナントにつきましては、くら寿司、焼肉きんぐ、ローソンとなっております。

Cブロックの店舗棟のパースです。予定テナントはOKストア、大村楽器、エニタイムフィットネスとなっております。なお、東海道本通り線につきましては眺望を重視していることから、道路デザイン基本設計で広告塔のシミュレーションを行うなど、高さや大きさなどを小さくするよう事業者に指導を行ってまいりました。しかし、事業者からはテナントの要望もあり、また、屋外広告物の基準を満たしていることなどからも変更は難しいとの回答となっております。

以上、簡単ではございますが、見附台周辺地区整備・管理運営事業について、事務局からの御報告となります。以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。メインは東海道本通り線等の景観整備ということですので、こちらに関して何か意見・質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

広告塔はこれで決定なのですか。

(事務局)

この方向で進めていくと伺っております。

(会長)

屋外広告物条例の範囲内でギリギリということですか。

(事務局)

平塚市の屋外広告物条例での高さと面積についての基準に適合しているということになっております。ただ今回、事業者には平塚市景観計画で屋外広告物の景観形成基準について「極力規模を抑えるようこと」となっておりますので、それをもとに、事業者に規模の見直しについて投げかけを行いました。先ほど担当から説明がありましたとおり、テナントの出店条件にもなっている等の理由により、変更には応じられないとの御回答をいただいております。

(会長)

そうなってくると、やはり、景観コントロールできないということに近い。今後これが調整できないと、ほとんど何もできませんと言っているに近い状態だと思います。

やはり事業のプログラム自身が、本当に、もう再三言っていましたけれど、結局A2を区切ってしまうと、こうなってしまうのです。だからある意味、予想どおりと言えなくもないですが。せっかく後ろのA1街区であれだけ色々検討してホールを作っているのが台無しになってしまう。手前で全然違うものになってしまうので、やはりこういうことなのかと、ただの民間の事業ではなく今回は公共が関わりながらやったにも関わらず、こうやってより良い東海道本通り線の景観デザインが出来ないとなると色々考えてほしいと思います。

(委員)

地元の商店街の御意見というのはありますが、市民の御意見はありますか。

(事務局)

資料2-6です。最後のページの15ページです。市民の意見の内訳を掲載しておりますけれど、まず、一番多かった意見が松の植栽についての意見でございまして、合計で11件の意見があったのですが、その内訳としまして賛成が5件、反対が5件で、ちょうど半分半分でございました。

賛成の意見としては、1本松を植えるだけではなくて、松並木にしたらどうかという御意見もやはりありました。それからベンチにつきましては、今回、こうした

形の意見聴取ですので、どうしても反対の御意見が多く寄せられるということになり、ベンチについては比較的反対の意見を多くいただいております。

ただ、実際にアンケートのような形で、ベンチについてどう思いますかと聞いた場合には「ベンチはいいんじゃないでしょうか。」という意見もあるかとは思いますが、今回の意見聴取の中では、反対の意見の方が多くありましたとともに、また、沿道の町内会長さんからも、今回ベンチの設置について強く反対の意見をいただいております。ベンチがありますと、いろいろと人が集まってくることでゴミが捨てられてしまうことや、過去に地区内の公園でおそらく夜中に酒盛りみたいなことも行われたようでして、そういうことで大変、公園が汚くなったというような御意見もございまして、今回説明に行った際に強く「ベンチの設置をやめて欲しい。」という御意見をいただいている状況でございます。

(会長)

市民意見はどのような形で聴取したのですか。

(事務局)

まず、沿道の3つの自治会や町内会がありますが、そちらの町内会の住民の方につきましては資料の回覧です。本来は公民館等で説明会を開催して、直接やりとりをしたかったのですが、コロナの関係でそういったものが開催できませんでしたので、沿道の自治会については回覧板による周知と、それから1つマンションの自治会がありますが、そちらについては、直接、各戸にポスティングをしまして意見聴取を行いました。

それから自治会以外の市民全体の方につきましては、平塚市のウェブサイト新たに意見募集のサイトを立ち上げてまして、そこを通じて約1ヶ月間ほどですが意見募集を行いました。

(会長)

内訳はどうですか、ウェブサイトなどは。

(事務局)

今回は、回答の中で住所も聞いているのですが、この沿道の自治会の方が意見の数としては多くを占めておりました。

(会長)

いかがでしょうか。特に聞くことがないというのならば、資料2-5に対する意見をいただきたいとのことですが、それ以外も含めて、ご意見いかがでしょうか。

(委員)

ベンチは嫌われているが、滞留もあるので、ベンチはとにかく緑は何かあった方がいいような感じがします。

(事務局)

目の前の商店の方からは、松の落ち葉が風に乗って店舗の中に入ってきてしまうことや、松や植栽帯があることで自転車が勢よく内側を走ってしまうので危険ではないのか、そういった、いろいろな御意見をいただいています。

(委員)

写真を見ると商店もかなり古い感じですね。樹種を変えても多分、落ち葉の問題や後々ゴミが散らかされると言うと思うので、芝生の山を作るなど違うことを考えないと、あとは何もしないで舗装材で何か雰囲気を変えるなど、そういう手もあるかもしれません。

(委員)

多分、道路を良くしても街並みは良くなるので、もう少し、まちづくりの一環の中で道路をどう位置づけるか議論で答えを出さないと少し厳しいかなという気がする。

江戸時代の東海道の行くんだというのであれば、それを応援する道路が必要になるので、いや、東海道というのは歴史の軸を大切にすることで、別にハリボテになるような景観を作るのではないというのであれば、それを応援する必要があるでしょうし、どう位置づけるかで個別の附属物の位置付けというのが変わってくると思います。

その上で歴史軸として景観上どのあたりを重視するか。多分、宿場には街路樹は無いですね。入口と出口とあとはまちの間にあるくらいです。そうすると厳密なというか歴史を大事にするのであれば、街路樹は要らないということになってしまいますけれど、ただ歩きやすいとか歩いていて心地良いという現代的な観点からすると、あった方がいいのではないかと。

その上で樹種をどうするのかという少し議論のストーリーを整理しないと、あまりベンチどうしますかと言って、付けましょうか、やめましょうかというのでは無く、今後に禍根を残すより付けるのは後からでも付けられるのに、今は予算の関係とかもあると思いますが、整備のスケジュールもあるので、今から後戻りできないと思いますが、議論の余地のあるところと、もうこれは白黒つけて決めなければいけないところを整理した上で、まちづくりの中でどうするかを考えた方が良いのではと思います。

あと、電線地中化して目立つのは店舗の看板です。それならば電線で隠してた方がいかもしれないなというのは、写真を見て率直な感想を持ってしまうような街並みだと思いますので、道路を良くしてもあまり綺麗にならないかという気がします。

一方で、見附台の再開発がありますので、そのインパクトをどう受けとめるかというのは、地元の方はどう思っているのか、それを踏まえて同じような江戸の東海道推しでいくのか、少し切り換えていくのかと言う議論をするかどうかというのは、商店会があるぐらいですから、何か、議論されているのではないかと想定します。その中で景観を位置付けていった方が良いかと思います。

(事務局)

今の御意見についてでございますが、街並みの景観の誘導につきましては、今回の道路整備の景観デザインの方向性としまして、先ほどの資料2-2の7ページでも御紹介しましたが、歴史の度合いを対立軸に2案考えた中で、今回、委員の皆様の御意見等も踏まえまして、第1案の、あまり歴史を主張しすぎないシンプルなデザインの案で考えていったらどうかということになりましたので、それに合わせて街並みの景観の誘導につきましても、現状の景観のガイドライン等につきまして、こうした方向性に合わせて、今後見直しの検討を行っていく必要があるものと考えております。

また、松の歴史、松が植えられていた場所ということですが、委員のおっしゃるとおり、宿場の中ではなくて、宿場と宿場の間に松の木が植えられていたということでございますけれど、今回、この市民プラザ前交差点につきましては、江戸見附の東側の区間になり、ちょうど東海道の本宿と新宿の間に位置し、歴史的にも宿場と宿場の間の松並木が当時存在していた区間になりますので、一応、歴史的にも、こちらの区間に松の木を植えることは間違っていないと捉えております。

それから屋外広告物についても御意見をいただきましたけれど、現状、御指摘のとおり、基準に適合していない広告物も幾つかございますので、こちらにつきましても道路の景観整備に合わせて、そうした店舗の方に、是正の働きかけは行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

これは2ですか3ですかという問題で無いというか、特に表のページはどちらもやはり景観の問題ではなく、まちづくりそのものの調整の問題だと思います。そういうところになってきているので、この委員会だけで同意・承認を行うのは難しいというのは、正直あると思います。

結局、松そのものも景観的に有りか無しかという問題というよりは、やはり地域の方々がそういうものを大切にして、そういうものを中心としたまちづくりをしたいんだと言って、みんなで育てていくということがあれば、そういうことをみんな考えていけば良いと思いますけれど、嫌だという状態で無理をして今から植える必要が無くなってしまうと思います。

それは良いか悪いかでは無く、きちんと議論することによって、これからのまちづくりを進めてゆくチャンスだとも言えます。今、これから新たなホールができることで、最近、西側に来る来訪者の勢いが無かったところに、新たな人が来る可能性が出てきている中で、ある意味おもてなしも含めて、ここで何をしていくのかという、そういうまちづくりの議論に基づいて、結果として何をすべきかを考えてゆく話なので、部分だけを扱ってどうですかという、なかなか申し上げにくいところがあると思います。

1番も2番も同じだと思います。本当に思い入れがあって商店会の照明をこの先使っていきたいんだとおっしゃるのであれば、そういうのをきちんと使っていくという選択肢があると思います。きちんとまちづくりの方向性として、折角、こういうチャンスが来たところを皆でどうしていくのかを、景観審議会の枠を超えてしまうのですが、その辺がきちんとしていない限り、この辺、議論しにくいと正直思います。

ただ、一方で、考え方として、どうしてこういうことを行っているのかを、きちんと説明する必要があるのではないかと思います。例えば、ご高齢の方々とかが横断するには横断時間がかかる中で、交差点の手前で休めるスペースが必要だというのが、やさしさとして、おもてなしですごく重要であるから座るところが必要なのだとか、あるいは、植栽に関しても、そういった木陰が無いと待つところで暑いというのは、弱者の方や、いろいろ考えた時に、もう少しやさしい道になるべきなのではないかと思って植栽を考えている等、それも議論した上で選択肢の中で、やはり無い方がいいだろうということであれば、それはそれで1つの選択だと思いますが、その辺の説明が無いまま、ベンチがあるとどうですかという聞き方では、短絡的な議論になってしまう可能性が高いと思います。

先月、新型コロナウイルスの状況で難しいということではあったのですが、何かうまい形で説明したり、議論していく場というのが、やはり無いと厳しいのかと思います。

(事務局)

今、会長と委員さんからもお話をいただいて、やはり道路の歴史軸、東海道本通りの歴史軸の景観という部分に、少し我々も着眼し過ぎてしまったところがあるが、正直あります。本当に会長も言われていたとおり、まちづくり全体として、やはり見ていかなければいけないところもございますので、少し議論のストーリーをもう一回整理をさせていただきたいと思います。

一番、我々が重視をしたいのが、理事者も含めてですけど、東海道本通り線から高麗山の眺望というのが、これが一番重視したいところなので、少し議論とずれてしまうのですが、最低限、電線地中化だけはやらせていただきたいということがございまして、あとは例えば、高木や高麗山の眺望を阻害するようなものは設置しないようにというような視点というかコンセプトで、もう1回、我々でも整理をさせていただきたいと思いますので、今日の御意見は御意見として景観審議会委員さんからの御意見として、我々も受けとめさせていただきたいと思います。すみませんがよろしくお願ひいたします。

(会長)

今回、東海道本通り線の道路整備のような形で出てきているので、こういう話になってきているのですが、高麗山も含めた、全体の眺望ということになってきますと、委員からもありましたが、沿道の建築物が当然、関係してきてA2ブロックの話も全てからんできてしまいます。

やはり、本当に東海道本通り線、沿道も含めたまちの景観をどうするのかという議論無きまま、個別の事業や個別の道路だけ議論すると言っても、結局、本当にみんなが共有しているものはないので、一個一個バラバラに御意見が出てきて結局それに一個一個対応する形になってしまいます。

そこをきちんと皆でどういうことにしていくのかということのも、本当は遅いというか最初にやるべきです。遅いですけど、後からでも考えて行く必要があるのかと思います。

結局、電線の無電柱化して、こういう風景が出てくるということは、やはり自分たちの計画に与えるインパクトも出てくるということで、ライティングの話もありましたけれど、照らされるということは、そこがやはりより良く魅力的な状態になってこそ照らされて良くなるという部分もありますし、そうするのであれば、この看板等全部どうするのかという議論までしていくのが良いと思います。ぜひ、全体を建て付けて進めていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。他のことでも、御指摘があればよろしくお願ひいたします。

スケジュールはどうなっていますか。

(事務局)

東海本通り線の北側の歩道につきましては、来年度、工事を行うこととなりますので、そろそろ実施設計も並行して進めていかなければいけません。

(会長)

来年度内に工事を収めるのですか。

(事務局)

来年度内に行う必要がございます。ただ場合によって歩道橋の撤去について、警察と今、協議していますが、来年度ではなくて令和4年度に繰り越された場合は、1年先送りされますので、東海道本通り線の北側の歩道につきましても、その歩道橋が絡む区間については、令和4年度に整備を繰り越すことになるのかということ、3年度と4年度の2ヵ年にわたって北側歩道を整備するということになるかもしれないと考えております。

(会長)

設計は今年度ですか。

(事務局)

設計は今年度です。

(会長)

もう一度見るチャンスはありますか。

(事務局)

そろそろ実施設計に入らなければいけないということで、来年度の予算要求でありますとか、また国の交付金も予定をしておりますことから、その関係で事業の積算も行わなければならず、スケジュール的にはかなりタイトになっております。

今回の基本設計にあたっては、沿道の店舗に、何度も足を運んで意見交換をさせていただきましたが、植栽をやめてほしい、松の木も植えて欲しくない等、いろいろと反対の意見が多くなっている状況でございます。沿道の街なみの在り方等、まちづくりについて深いお話があまりできないような状況が残念ながらございました。

(会長)

ここであまり長く議論をしたいわけではないですが、やはり、そのやり方そのものが、まちづくりを最初から進めていく段階で、もっと手前のところからどうするかと進めないと、繰り返しになります。個別にこのベンチどうですかと聞かれても、そういう話にならないと思います。もっと全体のあり方も含めて検討いただくとよいかと思えます。

資料もかなり細かくて多岐に渡りますので、基本的に、概ね方向性みたいなものを、こういう形で進めていただく等ご意見いかがでしょうか。

細かい点に関しては、もう少し時間をおいてご意見があったらメールで行うことはいかがでしょうか。現時点で、ぜひ、これは言っておきたいというのがありましたらお願いいたします。

(委員)

本当は、東海道本通り線の整備と一緒に協定とまでは言わないまでも、ガイドラインの様な物を決めてできていると、それに沿って考えて行くことができるような気がします。

(会長)

東海道本通り線を整備する時点で、沿道をどうするのかということも同時に考えて、本当はビジョンが先にあって、それに対して、それを実現していくためのガイドラインであったり、在り方みたいなものを同じタイミングで考えていくことが必要だと思います。もう今更ですが、本当は事業そのものも含めてです。

ガイドのようなあり方が明文化されているものがきちんとあることによって、例えば、看板についてなど、個々の事象についても、大きな流れの中でディスカッションできる可能性があります。個別になってしまうと単なる報告として、議論やチェックをする機会が失われてしまう可能性があります。

(委員)

そういうものがあれば、例えば、街灯を無くす代わりに看板を付け替えて、そこに看板用の照明を付けて照らすとか、全体のグランドマップをゾーンの中で考えてほしいし、割と大きい施設も入るわけですから、商店の方にとっても活気になることは確かで、結構、戦後、すぐからやっているお店もこの辺りは多分あると思うので、本当は全体をこれから変える機会になると思います。

(会長)

今日の資料が大量なので読み込んでいただいて、御意見がある場合は2週間以内など期限を設定していただいて追加で御意見をいただければと思います。

そういうことですので、やはり全体の通りのあり方、事業も関連する中でどうするかという議論も継続的に検討していただきたいと思います。

ではこの件に関しては一応、報告事項ということでしたので終了ということにしたいと思います。ではこれで本日の議題はすべて終了となりますので進行を事務局にお返ししたいと思います。

[景観審議会閉会 午後5時20分]